

## 広島市景観審議会眺望景観検討部会運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、広島市景観審議会（以下「審議会」という。）において、広島市景観審議会規則（以下「審議会規則」という。）第7条の規定に基づき設置する眺望景観検討部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 部会は、原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観に関して調査及び検討を行う。

2 部会は、前項のほか広島市内の他の眺望景観に関して調査及び検討を行うことができる。

### (構成等)

第3条 部会は、審議会規則第7条第2項の規定により会長が指名する委員及び臨時委員若干名で構成する。

2 臨時委員の任期は概ね2年とし、再任を妨げない。

### (審議会への報告)

第4条 部会長は、部会において調査及び検討を行った結果を審議会に報告する。

### (資料の提出等の要求)

第5条 部会長は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、委員及び臨時委員以外の者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

### (廃止)

第6条 部会は、次のいずれかに該当することとなった場合は廃止する。

(1) 審議会において部会を廃止する議決がなされたとき。

(2) 部会において調査及び検討を行う事項について、審議会の調査又は審議が終了したとき。

### (庶務)

第7条 部会の庶務は、都市整備局都市計画課都市デザイン係において処理する。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

### 附 則

この要領は、平成29年3月29日から施行する。